教 保 第 1420 号 令和元年6月11日

府立学校 校長・准校長 様

教 育 長

運動会・体育大会等における組体操について (通知)

組体操等による事故の防止については、平成 28 年 3 月 25 日付け教委保第 2757 号により、適切に対応いただいているところですが、昨年度も府立学校において、組体操の実施により骨折などの重傷を負う事故が発生しております。

ついては、児童生徒の安全を確保する観点から、タワーやピラミッドなど両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技については、高所からの落下や児童生徒の上からのしかかる重量等によって重大事故に至る危険性があることから、原則禁止とします。

各校においては、運動会・体育大会等の実施の際には、児童生徒等の発達段 階等に応じた安全への特段の配慮及び事故防止対策について再度確認のうえ、 引き続き事故の未然防止に向けて取り組むよう願います。

<問い合わせ先>

保健体育課 競技スポーツグループ

担当: 木 場

TEL 06-6944-9366 FAX 06-6941-4815 E-mail: KobaH@mbox.pref.osaka.lg.jp

教 保 第 **1420** 号 令和元年6月11日

各 市 町 村 教 育 委 員 会 学校教育指導主管部課長 様

大 阪 府 教 育 庁 教育振興室保健体育課長

運動会・体育大会等における組体操について (依頼)

組体操等による事故の防止については、平成 28 年 3 月 25 日付け教委保第 2757 号により通知し、これまでも事故防止の対策を講じていただいているところです。

しかし、昨年度の府内公立学校における組体操による骨折などの重傷を含む 負傷者数は、383 件(日本スポーツ振興センター申請状況)発生しており、未 だに事故が後を絶たない状況です。このため府教育庁では、別添のとおり、府 立学校に対し、「両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技は原則禁止 とする」旨通知したところです。

また、府内のいくつかの自治体においては、組体操の禁止や内容を制限しているところもあります。

つきましては、貴所管学校に対し、運動会・体育大会等においては、児童生徒等の発達段階等に応じた安全への特段の配慮及び事故防止対策について改めて確認のうえ、事故の未然防止に取り組んでいただきますとともに、組体操については、実施の有無も含め、内容の再検討をご指導いただきますようお願いします。

<問い合わせ先>

大阪府教育庁 教育振興室

保健体育課 競技スポーツグループ

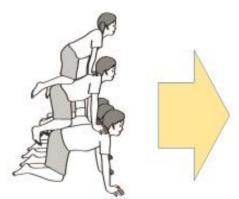
担当: 木 場

 $TEL \quad 06 \text{-} 6944 \text{-} 6904 \quad FAX \quad 06 \text{-} 6941 \text{-} 4815$ 

E-mail: KobaH@mbox.pref.osaka.lg.jp

## ピラミッド

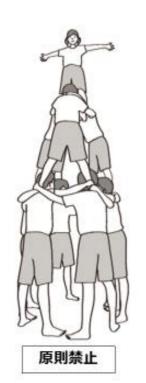






原則禁止

安全に配慮した実施例









安全に配慮した実施例

<参考>日本スポーツ振興センター 体育的行事における事故防止事例集(平成29年3月)